

見附市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 2 5 号

見附市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

見附市印鑑条例施行規則（昭和 5 4 年規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 号中「印鑑登録原票」を「印鑑登録原票（可視台帳）」に改める。
別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式

(その 1)

印鑑登録原票（可視台帳）

登録印影	氏名		
	旧氏		
	生年月日		
	住所		

宛名番号		世帯番号	
印鑑登録番号			
登録年月日		抹消年月日	
抹消事由			

別記第 2 号様式

(その 2)

印鑑登録原票（可視台帳）

登録印影	氏名		
	通称		
	生年月日		
	住所		

宛名番号		世帯番号	
印鑑登録番号			
登録年月日		抹消年月日	
抹消事由			

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式

第 号
照会番号

年 月 日

新潟県見附市長

印

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに
相違なければ、回答書にすべて自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日
までに申請取り扱い窓口へ持参してください。

新潟県見附市長 様 回 答 書		年 月 日
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに 相違ありません。		申請した印鑑
住 所	_____	
本人署名	_____	
生年月日	_____	

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状		年 月 日
代理人住所	_____	
代理人氏名	_____	
回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、 その権限を委任します。		
本人署名		_____

備考：持ち物としては以下をご持参ください。

＜本人が来庁する場合＞必要事項を記入した本照会書、登録申請した印鑑、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

＜代理人が来庁する場合＞回答書及び委任状を記入・署名した本照会書、登録申請した印鑑、

代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

別記第 5 号様式を次のように改める。

別記第 5 号様式

(その 1)

印 鑑 登 録 証 明 書

登録印影	氏名	
	旧氏	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日
新潟県見附市長

印

別記第 5 号様式

(その 2)

印 鑑 登 録 証 明 書

登録印影	氏名	
	通称	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日
新潟県見附市長

印

別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第 7 号様式

第 号

年 月 日

新潟県見附市長



印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

- 1. 印鑑登録番号
- 2. 登録者氏名
- 3. 抹消年月日
- 4. 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記理由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

なお、この処分に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、見附市に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、見附市を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別記第2号様式の規定は、施行日以後の登録に係る印鑑登録原票について適用し、施行日前の登録に係る印鑑登録原票については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現にある改正前の別記様式第4号、別記様式第5号及び別記様式第7号については、当分の間、これを使用することができるものとする。